

令和4年1月21日 開会
令和4年1月21日 閉会
第 9 回
(通算第 198 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 1 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|-------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年1月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室 |

第 9 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和4年1月21日

招集の場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 6番 河野達 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	5番 正木潤一 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平
	農地利用 最適化 推進委員	房崎主税
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田雅和 事務局員 河野喜代志
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 9時40分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		河野達 河口貴哉
会期の決定		令和4年1月21日
開議		令和4年1月21日
備考		

第 9 回農業委員会
(通算第 198 回)

令和4年1月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第2号 地籍調査に伴う地目変更の同意について

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として河野達委員、河口貴哉委員を指名、議事に入る。

議長	議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第1号について説明します。 この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。 再設定と書かれているものは、以前承認されているという事もありますので説明を省かせていただいて、新規案件のみ説明とさせていただきますと思います。 《新規案件を読み上げ》 以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 以上ご審議をお願いします。
議長	以上、説明は終わります。皆さんの方で、ご意見ございますかた、挙手の上、よろしく お願いします。 利用権貸借の関係は、よろしゅうございますか？ はい。 それでは採決を取りたいと思います。 議案第1号を賛成の方の、農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございました。全員賛成という事です。
議長	議案第2号 地籍調査に伴う地目変更の同意について、を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号について説明いたします。 13ページから57ページをご覧ください。 調査範囲は広石地区の圃場整備された農地以外の平地部分になります。 町より、広石1地区の地籍調査に伴い、同意を要する514筆についてです。 地籍調査事業というのは、明治時代に作られて現在でも使われている公図、切図ともいいますが、その公図を現況に合ったものに修正していくものであります。現在の公図を元に地権者や相続人に立ち会ってもらって境界や地目を決定、その後測量を行い筆毎の面積などを特定する、そうして明治時代からの地図を現況に合った地図に修正していくことになります。 平成31年度より調査が実施されている広石地区での現地調査の結果、15ページから57ページの一覧表のとりの地目変更等の結果となったものです。 15ページから35ページまでは地目の変更があったもの、36ページから57ページは現地確認不能とあって、現況が道路や河川などの中にあることで場所が特定できないもの、が一覧として提示されております。中央付近に現況地目と書かれておりますがそれが地籍調査後の結果になります。 地籍調査では地権者の立会いのもと境界確認が行われており、地目についてはその時の現況で判断されるため、登記上田畑であっても現況が山林等であればその地目となっております。この調査により把握のできない農地の場所が特定でき、山林化しているなどの農地は現況にあった地目に変更できるため、やむを得ないのではないかと思います。 以上、ご審議をお願いします。

議長 今、説明がありましたように、地籍調査の関係に伴います、地目、および、そうした、今現状の土地の関係のものを、提示させていただいております。この件にかんしまして、ご意見ございますかた、挙手の上、よろしくお願ひしたいと思います。

ご意見、ございませんか？

はい、どうぞ

三浦委員 確認です。この36ページ以降の「現地確認不能」とあり、かなり数がありますが最終的にはどういう処理になりますか。

事務局 登記上という話であればそのまま残る、という形になります。

三浦委員 という事は、そのまま、置いておくのか

事務局 本来であれば、この、道路内となっているものであれば、その管轄の組織が所有権移転などして、道路というようにするのが本来でありますけど、筆数が多かったり、全国的なものでありますので、地籍調査の上では、そういったところまでは調査をせずに、道路の中にある、調査自体は、そこで終わる、という形になります。

議長 他にございませんでしょうか。

河野達委員 ちょっと参考に聞きますが、現地確認不能という場合には、どういう測量が行われるのでしょうか？

事務局 現地確認不能の方は、境界が分からないので、測量しません。

河野達委員 ほとんど官地になっているので、図面なんかは持っているのかもしれませんがね？

事務局 一応、所有者に関しては、登記上はその方という事になっておりますので所有者は、そこに書かれている人、という事になります。ただ、その方の所有で、現状は道路であり、河川でありますので、本来でいけば、その道路になっているのであれば、その管理者等に、所有権移転されるのが本当であると思いますが、地籍調査では、所有権移転とかはしないので、そこに関しては、もし道路管理者に、という事であれば、その辺は、道路管理者さんと地権者さんの協議という形になってこようと思います。

それと、先ほど、申しもれたのですが、この現地確認不能のところで、登記上は田、現地確認不能という事で、現況が河川とか道路となっている所がありますけど、こちらに関しては、後には、非農地判断をしたいと思います。

という事で、こちらの方は、今、農地として農地台帳に載っていますが、現況が道路や河川であり農地ではない、という事ですので、こちらに関しては、今後、非農地判断という事で、農地台帳から落とす手続きをしようと思います。

森下委員 非農地の事で、それをする、という説明があったんですが、今までも、地籍調査をしていたと思うんですが、残りが少ない、と思うんですが、以前にもこういう事があったのではないかと思うんですが、今までは、どのようにしますか？

事務局 過去にあったものは、今、調べをしておまして、地籍調査に伴う非農地判断をしていない部分もありましたので、その辺をまた、まとめて、非農地判断という事を出させていたかどうかと思います。

森下委員 あ、その場合、これを見ると、宅地とかで一部変更になったりとか、そういう格好で、事実出ていますよね？この表の中に。そういう事については、委員会としては、その本人

さんに、そういう書類的なものを、出してもらうとか、手続きしてもらうとかいう事の考えは、今まではどうだったのか、これからはどうなのか、まだ地籍調査が残っている地域もありますので、そういう事は、これから出てくるのだろうと思うし、その辺の考え方のルールは決めた方がいいのではないかと思いますので、その辺はどうですか。

事務局

地籍調査に関しては、今の地権者さん同士で境界を決めたうえで、最終的には、これが登記をされますので、あらためて、これに伴う何かの書類を出していただくという事は、考えていません。

調査の上で、今は公図、明治時代から使われていた公図を基に、調査を行っているわけで、筆によっては、場所が違うという事も、あつたりします。

今回の地籍調査を行うことで、地図もきちんとしたものになるという事もありますので、こちらとしては、地籍調査を円滑に進めていただいて、農地の所在等をきちんと分かるようにしていただいた上で、色んな調査とか、今後の業務につなげていけたらいいのではないかなと考えます。

茅原委員

今まで、こういうので、非農地証明を出したことは、ないのではないですか？

うちの方で、農地に農業用倉庫を作っているも、地籍調査をされるという事は、現場を主義という事で、それはもう、宅地に変わっているんですよ？

その時でも、非農地証明を出したりなんか、手続きとかなしに、もう地籍調査をした時点で、現状が地目が変わっているのではないですか？

あらためて、非農地証明を出したりなんかするのは、必要ないのではないですか？

非農地の判断、今まで、農地に、農業用倉庫を建てていて、それは農地ではない、農業用倉庫を建てているのだから、農地で置かないといけないのではないかとこの事は、調査の時、言ったことがあるのだけど、もうそこに建物が建っているのだから宅地だという事で、宅地になってしまっているのですよね？だけど、そんなの、書類を出したとあって、全然なく、地籍調査で家があれば宅地、という格好で、農業委員会なんか関係なく、登記で宅地になってますよ、と。いまさら農業委員会にこういったものを出して、非農地証明など言わなくていいと思う。

事務局

35 ページまでの所に関しては、地目変更という事で、こちらは登記が変わってくるものになります。36 ページより後ろのものに関しては、登記上は変わりません。変わらないので、これに関しては、非農地判断という事で、あらためて農地台帳から落とす処理をさせていただけたらと思います。

茅原委員

それでも、非農地証明とか、農業委員会が確認出来んでしょ？ここへ非農地証明が出たからと言って、何番と何番の委員が確認に行きなさい、と言っても、現地の確認が出来ないものを、どうやって非農地証明を出すのですか？現地の無いものを、非農地証明出せと言って、農業委員が行って確認するのですか？

今までの非農地証明というのは、担当委員が行って、3人で行って、それで現場を見て、非農地証明出しているでしょ。それが、境も何も分からない場所の非農地証明出せと言って出せるわけない。

事務局

非農地証明に関しては、そういう形で、見てもらってやっていますが、非農地判断ですけど、そちらは、この「現地確認不能」のものに関しては、境界が分からない、という事で、現地の特定というのは難しい。実際に、この区画がこの番地です、という所はわからないわけですけど、地籍調査の中で、地権者の方が立ち合いをして、確認をして、調査上は結果が出ている、というものに関しては、こちらとしても、現況が道路であり、河川でありという事が確定しているので、農地台帳に載せてなくてもいいと思われまので、ここは、農業委員会独自の非農地判断という形をとりたいと思います。

茅原委員

それは、地籍調査で道路の中の農地だったのを、道路と判断すればいいわけでしょ？

地籍調査の段階で。分けのわからんのを、農業委員会に見て来いと言っても皆がしない

と思いますよ。

事務局 地籍調査の現地確認不能地、それに関しては、農業委員の方に、それを見ていただいて、という事は考えていません。登記上この農地自体が、地目を道路とかに変えるか、というと、変えずに、登記上は触らない形になります。なので、農業委員会の方は、実際調査結果として道路とか河川の中にありますよ、となっているので農地台帳からは外していきたい、という事です。

茅原委員 今までも、地籍調査で状態が分からなかったものは、そのまま置いてありますよね？宅地の中に農地があるんで、これを非農地証明を出してくれえと言っても、境が分からないから、これは非農地証明が出せない、という事をやりましたよね？現実に。

地籍調査やったところが、立会してもらえなくて、境界がつかないからという事で、道路と宅地と農地が、この中に入るとるいうて、非農地証明出してくれ、といったものは、境界が分からないから、非農地証明は出せない、という事をやっていますよね、農業委員は。

事務局 地籍調査をやった後に、という事ですか？

茅原委員 境界の立ち合いをしてないから、そこに3つの筆の土地があるけど、境をつけることができないというのがありましたよね？

事務局 地籍調査後に、今の境界がわからない農地であり、宅地であり道路であり、という形がこの中にありますよ、と。というようなものに関しては、証明は難しいかと思います。

茅原委員 だったら、登記の場合でも難しいのでは？今から何にもないのをどうして調査するんですか。こういう風になっているので落としましたよ、というので済む程度のもものでは？

委員が何をするといい、何にもする事ないですよ？このようなものができましたので、賛成です、と言って手を上げたら、終わるようなものでは？

事務局 農地台帳から外すにあたって、事務局独自で外というのはどうかというのもありまして、その辺については、先ほど言ったように、あらためて地籍調査事業で現況道路や河川である、という形になりましたので農地台帳から落とす、という事で議案をかけさせていただきたい、というものです。その辺の審議の経過というのは残したいというところもございまして、あらためて、地籍調査事業で現況通りであるという事で、農地ではないので、落としたいという事で、かけさせていただきたい、というところです。

議長 今、色々議論されていますが、簡単に言えば、地籍で確定したということは、我々はどうこうできません。登記してしまいますので。農業委員会として、その中に、現地確認不能で道路になって、農地でなくなっている、と。その経過をいわゆる農業委員会の協議にかけたい、議事録に残しておくというところの根拠をもって削除する、と事務局が考えている ということでございます。

茅原委員 今のところは、先のことを考えないで、ここに出たものに関してだけを、同意するかどうか、だけをやればいいわけですね？

議長 そういう事になりますよね。

森下委員 これは、今、委員会で協議すると、そういう説明がありました。で、最終的には、議会の方の判断まで挙げるのですか？そこまではいかない？

事務局 議会の判断までは行かないです。あくまで、調査の結果という事で、今こちらの農地に関する部分は、町の担当の部署から農業委員会に照会がきている、という形ですので、これと併せて、今から、地権者さんに地籍調査の閲覧という事で結果がこうなりました、と

いう物を、確認していただく作業に移ります。それが終わりました、県とか国とかの事業でやっておりますので、その辺の確認されたうえで、最終的には法務局の方へ入れる、法務局の方でも、調査し実際の登記が切り変わる、という流れになってきます。

議 長 今、事務局の方も、今すぐどうこうする、という事は、先ほど言ったようにできない、という事がありますが、今回初めてやる事なので、地目の変更にかかるものに含めて、今まで茅原委員さんが言ったように、今まではどうだったのか、という事もありますので、その調査も全部して、それが終わり次第、こうやったような形になるんだろうが、と。この書類のようなものになるのでしょうか、書類を出して、皆さんに協議してもらって承認をもらう、という格好になるのかなという事でございます。

茅原委員 あ、今までの、地籍調査たくさんやって、出てきて、今まで農業委員会でこういう事をやった覚えはないのだろうけど、今までは、どういう風に処理していたのですか。

事務局 過去の物も地籍調査で現地確認不能。歩道とかいう事もなっているのですが、そちらに関しては落としてない、という状況ですので、そちらの方を落とすような作業をさせていただきたい、という風に思っております。

議 長 よろしいですか？
はい。色々、ご意見、今回出まして、第二号議案、地積調査に伴うものですけど、本日提出しました書類につきまして、ご承認を得たいと思っておりますので、今回の、この第二号議案の資料につきましての賛否を取りたいと思います。
賛成の方の、農業委員さんの挙手を求めます。
はい、ありがとうございました。全員賛成で、この書類につきましては認可されました。

議 長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします

事務局 報告第1号について報告します。
この農地法第18条第6項の届出は農地の貸借されていたものが合意解約された案件の届出です。

詳細の説明は省略させていただきますが、売買の為の解約という事です。

事務局 続きまして、報告第2号について説明します。

自分で耕作する農地、2アール未満を、自分の耕作又は養畜のための農業経営施設に転用する場合は、転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただいておりますが、この度その届が出されたので報告します。

今回の届は農地の所在が広石 515 番 1、現況畑、面積 360 m²内 152 m²、届出人村田辰範さん、広石の方、農業用施設等の概要は農業用倉庫で建物の面積は 50 m²、転用面積 152 m²、転用理由は農業機械を野外等で保管しており風雨等で腐食するため申請地に農業倉庫を建築し収納したい、というものです。

以上ご報告いたします。

議 長 その他でございますけど、何か、ご意見ございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか？

はい、ありがとうございました。それでは、以上もちまして、農業委員会総会の方を終了させていただきます。

午前9時40分閉会